

平成26年(厚)第1206号

平成28年4月27日裁決

主文

本件審査請求を棄却する。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、○○厚生年金基金(以下「保険者基金」という。)が請求人に対してした後記第2の8記載の原処分の取消しを求めるということである。

第2 審査請求の経過

本件記録によると、請求人が本件審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、その名称をa社と称する一般乗用旅客自動車運送事業等を事業目的とする会社(以下「本件事業所」という。)の事業主である。

2 保険者基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「改正法」という。)による改正前の厚生年金保険法(以下「改正前厚年法」という。)により設立された改正法附則第3条第10号所定の旧厚生年金基金であり、改正法施行の際現に存するものとして、同法施行日以後も、改正前厚年法の規定により設立された厚生年金基金としてなお存続するものとされたものである(改正法附則第4条)。

3 本件事業所は、厚生年金保険及び健康保険の適用事業所であり、保険者基金の設立事業所である。

4 本件事業所は、平成〇年〇月末日の加入員数は〇人であったところ、平成〇年〇月末に〇人になり、20%相当以上減少した。保険者基金の規約(以下「本件規約」という。)附則第15条第7項は、「この基金の設立事業所の毎月末の加入員数が当該設立事業所の平成〇年〇月末日の加入員数(……)と比較して20%

に相当する人数以上の加入員数が減少したときは、減少した加入員数に係る未償却債務を確定し、当該設立事業所から一括徴収するものとし、事業主は加入員数が20%相当減少した日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。更に当該設立事業所の毎月末の加入員数が平成〇年〇月末日の加入員数の10%に相当する人数以上の加入員数が減少する毎に、減少した加入員数に係る未償却債務を確定し徴収するものとする。」と規定している。そのため、保険者基金は、請求人に対し、加入員減少の要因についての報告を求めた。

5 請求人は、保険者基金に対し、平成〇年〇月〇日付報告書により、加入員減少の要因については、「採用している乗務員の年齢が高く弊社就業規則である〇才にて定年となる乗務員が増えています。求人募集とハローワーク・インターネット募集で毎月かけておりますが、お募者も少なく退職者に対して新しい社員数がおいつけない現状になっています。」と、保有台数の減少については、「減車した(減車した車両数〇台)」と、今後の事業の見通しについては、「乗務員の数を増す為に乗務員、内勤者でホームページ委員会を立ちあげ、自分たちの手でホームページを作成し、a社の良さをわかってもらおうと努力しています(……)。インターネット求人を1社から4社に増やしました。」と、新規乗務員の募集については、「募集している(直近1年間の採用人数〇人)」と回答した。

6 保険者基金は、平成〇年〇月〇日に、第〇回代議員会を開催し、議案第〇号として、「本件規約附則第15条第7項及び第11項該当事業所について」とする議案を会議に付し、本件事業所については、20%以上の加入員数の減少は、たまたま求人応募者が退職者数に追いついていないという臨時的なものとして、やむを得ないものであると判断し、本件規約附則第11条の「本条の規定にかかる代議員会でやむを得ないと認めた場

合はこの限りでない。」との規定により、特別掛金の請求をしないことを議決した。

7 本件事業所と保険者基金の設立事業所でない請求外〇〇社（以下「請求外会社」という。）は、本件事業所が請求外会社に対し、営業車両20台を譲渡し、請求外会社がこれを譲り受ける旨の契約を締結し、平成〇年〇月〇日付で本件事業所と請求外会社が連名で、〇〇運輸局長に対し、一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡及び譲り受けの認可を申請したところ、〇〇運輸局長は、同年〇月〇日付で上記一般乗用自動車運送事業の譲渡及び譲受を認可する処分をした（〇〇運輸局長の認可を受けた上記契約を以下、「本件譲渡行為」という。）。

8 保険者基金は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付「規約附則第15条第3項及び施行附則第2条第2項第1号に規定する未償却債務及び特別掛金等の一括徴収について」と題する書面により、「さて、貴事業所から当基金未加入事業所への車両譲渡について、平成〇年〇月〇日付で〇〇運輸局長から認可されたことを確認いたしました。これにより、当基金の規約附則第15条第3項及び施行附則第2条第2項第1号に規定する未償却債務及び特別掛金並びに施行附則第2条第1項に規定する事務費掛金を一括拠出していただくこととなりました。つきましては、納入告知書を同封いたしますので、納付期限内に納付いただきたくお願い申し上げます。」と通知するとともに、同日付納入告知書をもって、請求人に対し、本件譲渡行為は、本件規約附則第15条第3項所定の一般自動車運送事業の全部又は一部譲渡に当たるとして、本件規約附則第15条第3項及び本件規約施行附則第2条第2項に規定する未償却債務及び特別掛金〇〇〇〇万〇〇〇〇円並びに事務費掛金〇〇〇〇万〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇万〇〇〇〇円について、納付期限を平成〇年〇月〇日と定め、請求人が保険者基金に納入すべきものとして、納

入告知した（以下、この納入告知の処分を「原処分」という。）。

9 請求人は原処分の取消しを求め、平成〇年〇月〇日（受付）、当審査会に対し、審査請求をした。

10 本件の問題点は、保険者基金が行った原処分が適法かつ妥当なものと認められるかどうかということである。

第3 当審査会の判断

1 改正法附則第5条第1項により、旧厚生年金基金については、なお効力を有するとのされる（以下、同じ。）改正前厚年法第138条第5項によれば基金の設立事業所が減少する場合（設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛け金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛け金として一括して徴収するものとすると規定しており、厚生労働省令で定める事由としては、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等及び経過措置に関する省令（平成26年3月24日厚生労働省令第20号）による廃止前の厚生年金基金規則（以下、単に「基金規則」という。）第32条の3の2において、厚生労働省令で定める計算方法については、基金規則第32条の3の3において、それぞれ次のとおり規定されている。

第32条の3の2

改正前厚年法第138条第5項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

1 設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の

事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合

- 2 前号に規定する場合のほか、規約で定めるところにより、設立事業所に使用される当該基金の加入員の数が減少する場合

第32条の3の3

改正前厚年法第138条第5項の厚生労働省令で定める計算方法は、次のいずれかの方法とする。

第1項

- 1 当該減少に係る設立事業所（以下この条において「減少設立事業所」という。）が減少しないとしたならば基金が減少設立事業所の事業主から徴収することとなる第32条第5項に規定する過去勤務債務に係る掛け金の額の予想額の現価とする方法

- 2 減少設立事業所が減少する日（……）における年金給付等積立金の額が、当該日を令（注：厚生年金基金令）第39条の3第2項第1号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した額を下ることが見込まれる場合において、当該下る額の見込額のうち減少設立事業所に係る分として規約で定めるところにより合理的に計算した額とする方法

- 3 前2号の額のうちいずれか大きい額とする方法

- 4 その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法（厚生労働大臣が定める場合に限る。）

第2項から第4項までは記載省略

- 2 本件規約は、設立事業所に係る未償還債務の一括拠出について以下のとおり規定している。

（未償還債務の一括徵収）

附則第15条

第3項

この基金の設立事業所が道路運送法（昭和26年7月1日施行。法律第

183号）第36条の規定により、一般自動車運送事業の全部又は、一部を譲渡したとき（他の設立事業所に引継がれる場合を除く。）は、国土交通大臣の認可を受けた日（以下「譲渡日」という。）に当該譲渡係る加入員（一部譲渡の場合は、平成〇年度における平均加入員数に、一部譲渡した車両数を平成〇年度における平均車両数で除して得た率を乗じて得た加入員数とする（以下「本条において同じ」）につき未償却債務を確定し、当該設立事業所の事業主から一括徵収するものとし、事業主は譲渡日の属する月の月末日までに納付するものとする。ただし、譲渡日から6か月を経過した月の属する月の末日現在、当該設立事業所の加入員がこの基金の設立事業所に在籍しかつ、経過した6か月のうちで1か月以上の加入員期間を有する場合は、当該加入員に係る未償却債務は除くものとする。

第4項

前項の未償却債務の額は、次の第1号の定める額に第2項の定める率を乗じて得た額と第3号に定める額に、第4号に定める率を乗じて得た額とを合算した額とする。

- (1) 当該譲渡に係る加入員につき、当該事業所の平成〇年度における報酬標準給与の月額と賞与標準給与の総額の12分の1の額に、加算特別掛け金率を乗じた額。
- (2) 譲渡日の属する月（譲渡日が月末のときは、その翌月。）から、加算特別掛け金未償却期間に応じ、別表第VI（注：掲記省略以下、同じ。）に定める率。
- (3) 当該譲渡に係る加入員につき、当該事業所の平成〇年度における報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額の総額の12分の1の額に、基本特別掛け金率を乗じた額。
- (4) 譲渡日の属する月（譲渡日が月末のときは、その翌月。）から、基本特別掛け金未償却期間に応じ、別表第VIの2（注：掲記省略。以下、同じ。）に

定める率。

第7項

この基金の設立事業所の毎月末の加入員数が当該設立事業所の平成〇年〇月末日の加入員数（……）と比較して20%に相当する人数以上の加入員数が減少したときは、減少した加入員数に係る未償却債務を確定し、当該設立事業所から一括徴収するものとし、事業主は加入員数が20%相当減少した日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。更に当該設立事業所の毎月末の加入員数が平成〇年〇月末日の加入員数の10%に相当する人数以上の加入員数が減少する毎に、減少した加入員数に係る未償却債務を確定し徴収するものとする。

第8項

第7項に定める未償却債務の額は、次の第1号の定める額に第2号に定める率を乗じて得た額と、第3号に定める額に第4号に定める率を乗じて得た額とを合算した額とする。

- (1) 減少した加入員に係る報酬標準給与の月額に加算特別掛金率を乗じた額。
- (2) 加入員数が20%相当又は10%相当減少した日の属する月から、加算特別掛金未償却期間に応じ、別表VIに定める率。
- (3) 減少した加入員に係る報酬標準給与の月額に基本特別掛金率を乗じた額。
- (4) 加入員数が20%相当又は10%相当減少した日の属する月から、基本特別掛金未償却期間に応じ、別表VIの2に定める率。

3 また、本件規約の施行附則（平成〇年〇月〇日適用（以下、同じ。））は、設立事業所の減少に係る事務費掛金の一括徴収について、以下のとおり規定している。

第2条

第2項 この基金は、この基金の設立事業所が附則第15条第3項の規定に該当した場合は、同条第4項の規定にかかわらず、当該設立

事業所の事業主から、同条同項に定める額の他、第1号に定める額に第2号に定める率を乗じた額を徴収するものとする。

- (1) 当該譲渡に係る加入員につき、当該譲渡日の属する月の前12か月における第67条第2項の規定により算出された事務費掛金の額の12分の1の額。
- (2) 150.14244

4 上記認定事実によると、保険者基金は、本件事業所が請求外会社との間で本件譲渡行為を行ったことから、本件譲渡行為が本件規約附則第15条第3項所定の保険者基金の設立事業所でない事業所に対し、一般自動車運送事業の全部又は一部を譲渡したときに該当するとして、改正前厚年法第138条第5項、基金規則第33条の3の2、第33条の3の3、本件規約附則第15条第3項、第4項、施行附則第2条第2項の規定に基づき原処分を行ったものと認められるから、原処分は上記法令及び本件規約の規定に則つて適正かつ妥当に行われたものと認めることができる。

これに対し、請求人は、本件譲渡行為について〇〇運輸局長が認可した平成〇年〇月〇日現在の加入員数は〇名であり、現在の加入員数は〇名であるから、1名しか減少しておらず、加入員の減少によって他の設立事業所の負担が増加するという事態は生じていないから、保険者基金は、本件規則附則第15条3項等を根拠として、請求人に対し、特別掛金を賦課することはできないと主張する。しかしながら、改正前厚年法第138条第5項が設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により設立事業所以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合を、厚生年金基金の設立事業所が減少する場合として、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る設立事業所の事業主から特別掛金を一括して徴収するものとする旨規定する趣旨は、受

給権の確保及び他の設立事業所との公平を図る観点から、厚生年金基金の設立事業所が減少する場合に積立不足があるときは、当該減少に係る事業所の従業員や退職者が今後厚生年金基金から受ける給付に係る不足分であることから、当該減少に係る事業所が負担すべき部分をその事業主から一括して徴収することにより、受給権を確保するとともに設立事業所間の負担の公平を図ることにあると解される。そして、基金規則第33条の3の2が改正前厚年法第138条第5項所定の厚生労働省令で定める事由の1として「設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合」と規定し、同所定の分割又は事業の譲渡により加入員数が減少することを要件としていないことからすれば、分割又は事業の譲渡と同時に加入員が減少することは、必要とされていないということができる。しかして、本件譲渡行為は、本件事業所が請求外会社に対し、営業車輛20台を譲渡して一般乗用旅客自動車運送事業を一部譲渡したものであり、事業会社が営業の一部譲渡を行うことは当該事業会社の事業の縮小を必然的に招くものということができるところ、本件事業所は、営業車輛20台を譲渡して営業の一部を譲渡したものであるから、本件事業所に係る一般乗用旅客自動車運送事業縮小を企図したものと認めるのが相当であり、譲渡車輛数に見合う加入員数の減少を当然の前提として行ったものと認めるのが相当である。確かに、請求人が主張するように、現在の加入員数は、平成〇年〇月〇日現在の加入員数に比較して1名の減少に過ぎないが、先に認定したとおり、平成〇年〇月末日現在の加入員数は〇人であったところ、平成〇年〇月末日には20%相当以上減少して〇人になっており、平成〇年〇月〇日には〇人になったというのであるから、これらの経緯を総合してみれば、本件譲渡行為は、加入員数の減少を先行さ

せ、しかる後に営業車輛20台を譲渡して営業の一部を譲渡した一連の行為と見ることができるものである。保険者基金は、本件規約附則第15条第3項について、「最終的に原処分者（注：保険者基金を指す。以下、同じ。）を脱退することを見据えて、長い時間をかけて徐々に加入員数を減少させるとともに、それに合わせて営業車輛を譲渡することを繰り返すことで、……その間、原処分者が加入員数に応じて当該設立事業所に請求できる掛金額は減る一方で、原処分者は当該設立事業所に対して特別掛金を徴収できず、脱退時に残されたわずかの加入員数に応じたごく少額の特別掛金しか請求できなくなるため（当然のことながら、その結果として、他の設立事業所の掛金の負担が増加することになることは言うまでもない）、それを防ぐ趣旨で規定されたものである。」と主張するところ、この主張は正当なものとして、是認することができる。以上のとおりであり、本件事業所の加入員数は、平成〇年〇月末日時点で〇人であったところ、平成〇年〇月末日時点において〇人に減少し、平成〇年〇月〇日、減少した加入員数に合わせて営業車輛20台を設立事業所でない請求外会社に譲渡して、営業の一部譲渡をしたのであるから、原処分が改正前厚年法第138条第5項、本件規約附則第15条第3項、施行附則第2条第2項に基づく適法なものであることは明らかである（なお、原処分は、本件規約附則第15条第3項等に基づくものであるから、第〇回代議員会において、本件規約附則第15条第7項による特別掛金の請求をしないこととした議決を覆すものということはできない）。請求人の上記主張は採用することができない。

また、請求人は、① 本件規約附則第15条第3項の規定は、改正前厚年法第138条第5項が許容する範囲を超えた違法な規定であり、そもそも無効である、② 仮に、①の主張が理由のないものであつたとしても、本件譲渡行為に本件規

約附則第15条第3項の規定を適用することは、本件規約の解釈及び適用を誤つたものであるから、原処分は違法である、
③ 原処分は適正な計算に基づいて算出されたものでなく、手続的違法が存在するから取り消されるべきである、などと主張するが、いずれも採用することはできない。

5 以上の認定及び判断の結果によると、原処分は妥当であるから、これを取り消すことはできない。よって、請求人の本件審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。